# ニュージーランド領海で就労する外国人船員の皆様へ 重要なお知らせ 

ニュージーランドへようこそ。就労ビザを取得済 みの外国人船員は，ビザ記載の雇用者の下で，記載の職種に限り，ビザの有効期間中（または国外退去の対象となるまで）ニュージーランド領海で就労 することができます。ニュージーランドには，被雇用者および外国人労働者としての権利に関する法規があり，その内容を知っておくことは非常に重要です。

## 権利

以下はニュージーランド領海において漁船に雇用されている外国人船員の基本権です。
－被雇用者は，ニュージーランド領海における雇用に限定 した書面による雇用契約（以下「ニュージーランド雇用契約」といいます）を雇用者と交わし，自分の母国語で書か れた契約書の写しを雇用者から受け取らなければなりま せん。この契約書には，賃金とその算出方法，および賃金の支払時期とその方法が含まれるほか，雇用者と紛争 が発生した場合の対処法など，その他の雇用条件につい ての詳細も記載されます。
－被雇用者は，雇用契約書に署名する前に，その内容につ いて中立的なアドバイスを求められる権利があります。
－賃金はニュージーランド雇用契約の条件に基づいて支払 われなければなりません。この条件は，就労ビザの発行条件として，ニュージーランド移民局によって定められ た最低条件またはそれ以上を満たさなければなりま せん。

## －最低条件は以下の通りです。

a．被雇用者の賃金は，本人からの要請が無い限り，ニュ ージーランド国内の本人名義の銀行口座に振り込まれ なければなりません。いずれの場合も，賃金は本人が ニュージーランド国内に滞在中に直接本人に支払われ なければなりません。
b．被雇用者は，ニュージーランドの法定最低賃金に時給 $\$ 2.00$ を加算した賃金を「最低限の賃金」とし，それ以上の支払を受けなければなりません。
現行の法定最低賃金の確認には労働局ウェブサイト www．dol．govt．nz／er／pay／minimumwage／（英語） をご覧いただくか，業務時間中フリーダイヤル 0800209020 に電話でお問い合わせください。
c．被雇用者は雇用期間中，全労働時間分について賃金の支払を受けなければなりません。ただし，週に42時間労働分の賃金を最低とし，それ未満の労働を行った週 も，42時間分の賃金の支払を受ける権利があります。
d．賃金からの控除対象は以下の項目に限られています。
－食事代－ただし，控除される食事代は実費に基づく もので，かつ実労働時間から算出して「最低限の賃金」の $10 \%$ 以上になってはなりません。
－ビザ申請料金－ビザ申請に関する料金の確認に は，移民局ウェブサイトwww．immigration．govt．nz（英語）をご覧になるか，フリーダイヤル0508558855 まで業務時間中にお問い合わせください。
－ニュージーランドまでの往復航空券代（雇用者が支払 った場合のみ）。
注：食事代，ビザ申請料金，航空券代の控除によ
り，実労働時間分の賃金がニュージーランドの法定最低賃金を下回ってはなりません。

注：タバコ代や電話カード代など，本人の要望によ る個人的な支出分については控除の対象と見なされ ず，賃金から差し引かれる場合があります。
e．上記以外のいかなるものも賃金から控除されてはなり ません。例えば，宿泊費，ビデオなどの媬楽費，健康保険代，安全保護用具•防護衣代などは賃金から差し引かれてはなりません。
－賃金とその算出方法については雇用契約書で確認してく ださい。雇用契約書上で，上記の「最低限の賃金」を下回る支払が許されることがあってはなりません。
外国籍船で就労する場合は，ニュージーランド国内用船者 （NZCP）が上記の「最低限の賃金」の支払を保証することに なっています。仮に雇用者がこの「最低限の賃金」の支払 を拒否した場合は，NZCPまで支払を要求することができ ます。ニュージーランド移民局では，被雇用者保護のため に署名済みのNZCP保証書の写しを保管しています。
ニュージーランド国籍船またはニュージーランド国旗を揭げる船で就労する場合は，祝日労働による追加賃金や年次休腵分の賃金を受給できる場合があります。こうし た賃金は，12ヶ月間の就労後または雇用期間の終了時に支給されます。また，雇用期間中に病気となって働くこ とができない場合にも一定の賃金を受給できることがあ ります。
－被雇用者には全実労働時間分の賃金が支払われなければ なりません。漁業では，毎日の労働時間が一定していな い場合もあるため，雇用者は被雇用者の労働時間を記録 し，被雇用者はそれに署名をしなければなりません。さ らに，被雇用者本人も労働時間を記録しておくよう推奨 します。
－被雇用者は雇用者から直接支払を受けなければなりませ ん。被雇用者は雇用者から本人名義のニュージーラン ド国内の個人銀行口座が付与され，本人からの要請が無 い限り，賃金はその口座に振り込まれなければなりませ ん。（口座振り込みでない場合は現金による支払方法のみ が許可されています。）
－被雇用者は安全な環境下で働く権利があります。ニュー ジーランドでは被雇用者に対する暴力や危険な職場環境は容認されていません。暴力を受けたり，危険な環境 で就労したりしている場合は，ビジネス・イノベーショ ン・雇用省や警察に苦情を訴えることができ，これらの機関で被雇用者に代わって問題の調査が行われます。
－けがをした場合は，雇用者に連絡してください。また，外国籍船で就労している場合は，NZCPまで連絡してくだ さい。
－雇用契約書には，賃金の支払金額や生活環境•職場環境 の問題を含め，雇用者と被雇用者の間で紛争が生じたと きの解決方法が記載されています。もし雇用に関して何 らかの問題が生じたら，まず契約書に示された解決方法 をお試しください。
－被雇用者には，雇用者との間で生じたいかなる問題につ いていつでも，雇用確保のために利用する雇用派遣代理業者とは異なる，中立的な代表者に相談できる権利があ ります。
－さらに詳しい情報が必要な場合やご質問•苦情は，以下 にご連絡ください。
－就労先の船をチャーターしているニュージーランド国内用船者（会社）
－ビジネス・イノベーション・雇用省。ウェブサイト www．mbie．govt．nz（英語）からご連絡ください。または フリーダイヤル0800 2090 20まで業務時間中にお問 い合わせください。
－その他関連組合または船員代表機関。

## 被雇用者の義務

－被雇用者は，就労ビザに記載の雇用者の下で，かつ記載 された職務内容でのみ働くことができます。他の仕事を したり，他の雇用者の下で就労したりした場合は，ビザ の条件に違反し，国外退去の対象となります。
－就労ビザの有効期限が切れるとニュージーランドに違法滞在することになるため，就労をやめてニュージーラ ンドを出国しなければなりません。ただし，就労ビザ の期限切れから42日以内なら，ニュージーランド出国義務に対し移民保護裁判所（Immigration and Protection Tribunal）に出国義務の不服申し立てを行うことができま す。不服申し立てを行わないと身柄を拘束の上，国外退去となる場合がありますが，そうすると以後二ュージー ランドに再入国できなくなることがあります。
－在留資格については就労先のニュージーランドの会社ま たはニュージーランド移民局にお問い合わせください。移民局のお問い合わせ電話番号は0508558855，電子メ ールはinfo＠immigration．govt．nz，郵送の場合は PO Box 3773，Shortland St，Aucklandまでご送付くださ い。

## ご注意ください

－被雇用者は陸上や他の雇用者の下で就労することはでき ません。仮にこのような行為をした場合，ニュージーラ ンドから退去させられ再入国は許可されません。そうい うことができると言う人がいても，絶対に信用しないで ください。
－漁業の仕事を辞めて陸上で働くことを勧める人がいた ら，どんな場合でも船の担当者またはニュージーランド の代理業者に報告してください。
－船員手帳の情報は，今後の雇用や就労ビザ申請のため必要になる場合がありますので，必ず更新してください。

